

# 内閣府「令和3年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」が公表(3月28日)

内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会による「令和3年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」が、3月28日に公表されました。(編集部)

## 1. 発表の経緯

同研究会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に適切に対応するため、2013(平成25)年8月から、内閣府公益認定等委員会の下に開催している。

公益法人の会計に関する諸課題の一つとして財務諸表の一つである「正味財産増減計算書」の名称変更に伴う検討があがっていた。

令和元年度においては、方向性として現在の「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ名称を変更するとの結論を出しており、令和2年度においては活動計算書への名称変更に伴い、内容の変更についても検討すべきとし、検討すべき項目の整理を行った。

令和3年度においても引き続き、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、令和2年度報告を踏まえ、学識経験者、法人関係者その他の関係者から意見を聴取しながらさらに検討を進めることとしていた。

本報告書の「はじめに」で以下のように述べている。

「本年度は、令和2年度の研究会報告で示された「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更や記載内容の変更等について議論

を深めるため、公益法人、公益法人への資金提供者、学識経験者、認定・監督にあたる都道府県の合議制機関(以下「合議制機関」という)、日本公認会計士協会からヒアリング等を行った。

本報告書は、ヒアリング結果とともに、今後の「活動計算書」についての検討を行っていく上での課題などを記載している。

公益法人会計は、公益法人が国民や関係者に対して公益目的事業を適切に実施したことを会計面(accounting)から説明を果たしていくこと(accountability)の手段であり、公益法人ガバナンスの重要な柱の1つである。今後とも研究会は、専門的な見地から会計上の諸課題について検討・提言に取り組んでまいりたい。

## 2. 今後の扱い等について

本報告書のまとめとして、「(3) ヒアリングの総括と次年度以降の活動にあたって」では、次のように述べている。

「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更や記載内容の変更等について、多くのヒアリング対象者から以下のような意見があった。

- ・財務諸表作成者としての法人負担が大きい
- ・指定正味財産から一般正味財産への振替処理に慣れている、提示された「活動計算書」でも企業会計に慣れている人から見ると分かりにくいのではないか
- ・公益法人制度関係法令との関係が不明瞭
- ・現行の正味財産増減計算書では開示されていない指定正味財産を財源とする資産や特

定費用準備資金等の費消内容に関する情報開示の重要性は高まっており、指定純資産の区分を設ける有用性は理解できるものの、公益法人の事務負担と併せて検討が必要

そのうえで、「活動計算書への記載内容の変更に対する法人の負担の軽減や指定正味財産費消時の活動計算書への表示方法などを引き続き検討していくこととしたい」と結んでいる。

本報告書によれば、同研究会では現在の正味財産増減計算書について、①振替処理が分かりにくい、②用途の制約のある寄附について増減の状況、残高を十分に示せない、③指定正味財産の範囲や用途の制約の解除時期等について解決すべき課題が多いとの認識にたっているとのことであり、2022年度も引き続き、同研究会の検討状況が注目される。

#### (参考) 当協会の意見

上記ヒアリングには、当協会も2021年9月9日に出席し意見を述べている。ヒアリングの際には当協会からは基本的考え方として概略以下の点について意見を述べるとともに、コロナ禍における法人救済策についても提案したところである。

- ・当協会の基本的な考え方としては、①公益活動のお金は広い意味の寄付者・出捐者のものであり、その人たちの意思が最優先されるべきであり、会計もそれを表示するものであるべきこと、②公益法人は事務職員も少ない小規模法人も多いことから、会計はシンプルであるべきであること、また、③当該法人法制との関連性を重視する財務諸表作成者の立場からは、ご提案の活動計算書への改正は、現行の実務には大きな影響を与えることとなるので、その検討に当たっては、改正する趣旨・必要性ならびに実際の扱い等を財務諸表作成者に対して分かり易く説明することが極めて重要である。
- ・収益および費用を拘束・非拘束により区分

して作成する様式でPL本表を作成することは、作成の事務負担の重さに比べて、利用者にとって数値にどれほどの意味があるかについて疑問がある。「活動計算書」は名称変更にとどめ、様式は従来そのままにしていただきたい。

- ・最終的な結論をまとめる前にはパブリックコメントはもちろん、平成26年、同27年に実施したような検討状況の説明会を開催するなど、法人に寄り添った施策を切に願う。
- ・「活動計算書」とは直接関係はしないが、この度のコロナ禍による特殊な状況に鑑み、財政的に苦境にある公益法人への救済策として、純資産300万円割れに対処するための資本金劣後ローン（借入れ）を公益財団法人に対し一定の要件のもとに認めることをご提案する。その借入れ金額をみなし資本とする等の会計上の扱いとなるため、本「公益法人の会計に関する研究会」においてその経理処理等を検討し、その適用により今般のコロナ禍等により苦しい損益状況にある公益財団法人を援助救済し、国民の公益の維持拡大を図ってほしい。

\* 報告書の全文は、内閣府「公益法人information」から確認できる。

\* 当協会のヒアリング意見については、本誌2021年10月号「政策提言」（3～9頁）、または当協会ホームページ「政策提言」2021年9月9日付「内閣府会計研究会が当協会にヒアリング」から全文を確認できる。

